

平成  
26年度

# 市県民税・国民健康保険税の 申告の時期です。

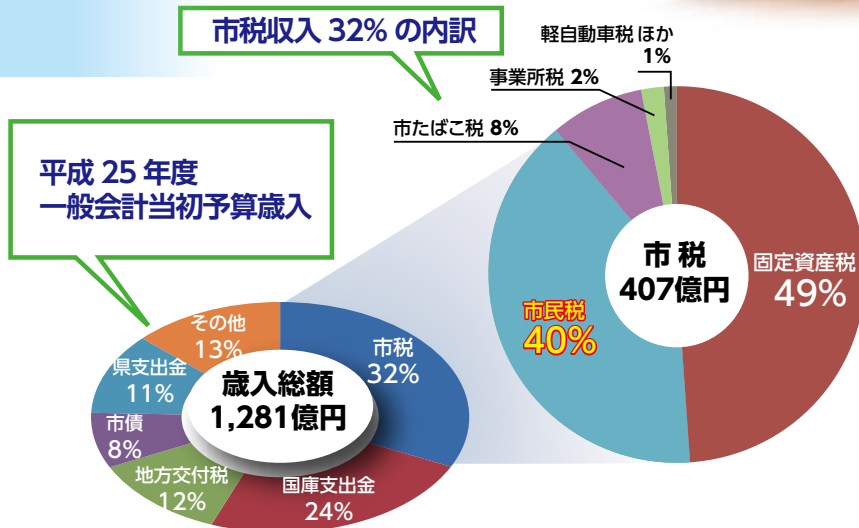
2月17日(月)～3月17日(月)

## 市税とは？

市では、保育所、公園、道路整備など、市民のみなさんの日常生活と直接かかわる、いろいろな仕事を行っております。また、そのための経費には多くのお金が必要となります。

そして、みなさんに納めていただく市税は、これらの仕事を行うための“大切な財源”となっております。

市の収入には、市税のほかに、国から市に交付される「国庫支出金」、国税の一部が配分される「地方交付税」、借金である「市債」などがあります。平成25年度の一般会計当初予算は約1,281億円、このうち市税は、約407億円で歳入の「約31.8%」を占める重要な財源です。さらに、その市税、約407億円の約40%（約164億円）が「市民税」です。



## 申告は、期限内にお忘れなく！

2月17日(月)～3月17日(月)は、納税義務者が、課税標準額となる所得金額や諸控除額等を申告する時期です。申告をしないと保育園の入園、公営住宅の入居などの手続きの際、必要な所得証明書が発行できない場合があります。

また、今年4月の消費税率引き上げの際の低所得者対策とされる「**臨時福祉給付金(簡素な給付措置)**」についても、申告に基づいて給付の決定がされますので、収入の有無に関わらず、申告期限までに申告してください。

期間	2月17日(月)～ 3月17日(月)	3月18日(火)～ 6月1日(日)
会場	那覇市民会館(中ホール) (本庁舎・各支所では受付できません)	※申告受付停止期間 新年度の課税準備のため 停止します。申告受付の 再開は、6月2日(月) となります
時間	午前9時～午後4時まで (土・日は受付できません)	

※但し、土曜日・日曜日の対応として、2月22日(土)・3月9日(日)は市民会館で受付します。日時、会場を確認して申告してください。

●郵送による申告の受付も可能です。3月17日(月)必着で送付してください。前年度に収入が無かった方、または、源泉徴収票、保険料控除の証明書などの必要書類(添付書類は原則お返ししません)が整っている方に限ります。記載内容の不備や、必要書類が同封されていないときは、当該申告書を返送する場合があります。

送付先 → 市民税課 〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1

●駐車場が狭いため、公共交通機関をご利用ください。

### 〈事業所得、不動産所得または山林所得を生ずる業務を行うみなさんへ〉

平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大され、個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、記帳と帳簿の保存が必要になります。

◎**記帳する内容**：売上などの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。

◎**帳簿等の保存**：収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

### 所得税の確定申告は、e-Tax(イータックス)をご利用ください！

#### e-Taxを利用して確定申告すると…

- 源泉徴収票や医療費の領収書等は、内容を入力して送信することにより提出を省略できます。
- 還付金を早く受け取ることができます。

※くわしくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)

(お問い合わせ) 那覇税務署 個人課税部門 ☎ 867-3101

## 市税の滞納

### 滞納“0(ゼロ)”へ

平成24年度の市税の収納率は94.3%と前年比で1.1%(約4億円)増となっています。多くの方々がきちんと納めている一方、毎年、一部の方が年度内に納めることができず、翌年度へ繰り越されています。その額は、同年度決算で約22億4千万円となっており、市では期限内の納付率を高めるため納税催告センターの設置やコンビニ納付の環境整備を行っています。また、納められるのに納めない悪質な滞納者には自動車・バイクのタイヤロックを含む財産の「差押」を行うほか、滞納者の住居などに入り財産の「搜索」も行っています。

滞納は、滞納者の財産調査や差押え、そしてそれを売却する経費など、多くの費用も発生させ、公共サービスの提供に大きな影響を与えますが、市では財源および税の公正・公平の確保のため、今後も滞納ゼロを目指し、あらゆる方法で滞納整理に取り組んでまいります。



▲滞納者の住居などで財産を“搜索”

	過去3年の差押件数 (参加差押を含む)			
	動産	不動産	債権	合計(件)
H22年度	5	208	942	1,155
H23年度	24	343	1443	1,810
H24年度	17	256	1,812	2,085

## 納税相談

病気や失業、災害などやむを得ない事情によって納期限までの納付が困難な場合には、申請によって1年以内の期間に限り、分割して納付したり、納める時期を繰り延べたりすることができます。

未納のまま放置しておきますと、差押えなどの不利益を受けることになりますので、お早めに納税課窓口(本庁舎3階・42番窓口)までご相談ください。



お問い合わせ 市民税課 ☎ 861-3328

お問い合わせ 納税課 ☎ 861-6902